

法人協

第5号

2008年3月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

社会福祉の奉仕の「志」

東京都社会福祉協議会 会長 大竹 美喜

東社協・社会福祉法人協議会加盟の皆様におかれましては、東京都の社会福祉事業の根幹を支えるために、日々ご尽力いただいていることと深く感謝しております。

さて、いかなる事業であっても、その創設、継続、発展のためには、中心となるリーダーと参画するメンバーの共有する「志」が必要です。とりわけ、社会福祉事業の場合は、不可欠の要素だろうと考えます。志が伝わらない社会福祉事業は、たとえ活発に見えることがあっても実質が伴わず、いずれはその実態が明るみに出てしまいます。

欧米においては、志の背景にはキリスト教信仰の広がりがあります。わが国では、仏教の伝統に、明治以降キリスト教やさまざまな社会思想が加わりました。さらに近年はボランティア精神が重要な要素になりつつあると思います。

私が、社会福祉やボランティア活動に関心を持つようになったきっかけは、何と言っても21歳の時のアメリカ留学体験でした。それより早く、故郷・広島の実業短大で学んでいたころ、社会事業家・賀川豊彦の著作を読み、彼の活動のバックボーンにあるキリスト教に関心を持っていましたが、留学して初めて欧米社会においてキリスト教がいかに大きな力を持っているかを実感できたのです。

留学先のカリフォルニア州サンタ・マリアは、当時はまだ日本人も少なく、私は農業を学びながらも言葉は通じず、ブドウ園での過酷なアルバイトで体をこわし、孤独感にさいなまれました。そのような時、日系二世の牧師さんから教会に誘われ、そこで国籍や人種を超えた人間的な触れ合いに出会い、日常的な助け合いの精神で人々が結びついているのを知ったのでした。



私はお金にも不自由し、汚れた古い洋服を着て、教会に出入りしていたと思います。見るに見かねたのか、ある日、信者の方がクリスマスプレゼントにと素晴らしい上等の背広を贈って下さいました。当時の私にとって、それ以上にありがたい贈り物はありませんでした。その感謝の気持ちは、今でも忘れようにも忘れられません。

このような感謝の気持ちと呼び起こす力があるのが、社会福祉の奉仕の「志」であり、ボランティア活動の根底にある無私の精神だと思います。

その後、私は現地の教会で洗礼を受け、クリスチャンとなり、日本の「戦争花嫁」の帰国を助けるボランティアの募金活動に参加しました。この道筋には、もともとあった強固な信仰心がもう一つの導きの糸になっています。

私が幼いころ祖父に手を引かれ、毎朝夕に氏神様を詣でた習慣が体の奥底に染み付いており、私の中では、神仏への信仰とキリスト教の信仰は結びついているのです。そして、人のために生きるという考え方を、普遍的な価値観として自分の生き方にもアフラックの経営にも生かしてきたと思っています。

福祉事業のリーダーやメンバーとして、「志」を確かめ直したいという場合には、優れた先覚者の行跡を思い出すのも役に立つかもしれません。

人それぞれでしょうが、私は賀川豊彦に思いを寄せます。今から100年前の明治42年、若くして神戸で助け合いの隣保事業を始め、アメリカ留学から帰国後は、神戸の労働運動の指導者となり、並行して消費者組合運動（生協活動）を組織しました。この運動は全国に広がり、その理念は現在に至るまで影響を及ぼしています。彼が創設にかかわった社会福祉団体は、全国に無数です。母校の明治学院では今年、百年記念事業の計画が進んでいます。

私が尊敬するのは、長い一生を通じて信仰を貫き、強い精神力で他者への愛に生きる道を実践し、自己の信念と使命感に忠実に生き抜いたところです。若いころ、著作や伝記に触れて以来、信念を実行に移す行動の人―賀川豊彦―の生き方は私の指針の一つでした。

最近の日本は、経済的な指標や児童生徒の学力指数が各国に比べて低下しているだけでなく、モラルの退廃も指摘されています。その衰退の兆しの中に感じられるのは、公共の精神の衰弱ではないでしょうか。

受け手の側と感謝で結ばれる私心のない奉仕の精神。福祉事業に携わっているほとんどの方々は、事業の根底になければならないこの気持ちを忘れていっちゃらないと思います。

私たちの活動をいっそう充実したものにし、日本衰退の兆しを振り払うためにも、公共奉仕の精神を東京から広げ、その成果を目に見えるかたちで出していくことは、非常に大切なことだと思います。

新年度を迎えるにあたり、微力ながら私も、東社協会長として、組織の運営および活動の充実と活性化をめざして職責を果たして参る所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

東村山市の訪問看護のあゆみ ～その一連のことに思う～

多摩済生医療団 理事 武内昶篤

訪問看護は、老人保健法（昭和58年）の施行により、高齢者の地域ケアを支えるサービスとして全国で展開され、現在は介護保険制度の居宅サービスの一つとしても位置づけられています。

そもそも訪問看護制度は昭和45年からの東京白十字病院での取り組みがきっかけとなり、東村山市老人訪問看護指導事業として開始され、前述の国制度として発展した経緯があります。

東村山市での訪問看護制度の立ち上げに携わった方々が編者となり、当時の活動を冊子としてまとめられました（平成18年2月発行）。

今回、編者の一人である元東京白十字病院事務長で現在、多摩済生医療団の理事の武内昶篤さんに冊子を出版された背景や当時の活動について執筆いただきました。



はじめに

現在は「老人保健法」、「介護保険法」等のもとで「在宅ケア」、「地域ケア」が、言葉としても制度としても一般的な時代になりました。そのあり方も「連携」を超えて「共働」が普通になりました。

その発芽のひとつが「東村山市」にあったことを記録しておきたい、その思いが出版（東村山市の訪問看護史編纂委員会・委員長・我孫子妙子）という形になりました。それは今から2年前のことでした。

なぜ出版を思いついたのか

出版の理由は、前述のとおりですが、時の経過とともに、資料が四散していくこと、人の生命には限りがあること、だから今のうちにとの懐古的な思いは否定できません。それともうひとつの大きなきっかけは、何が大切なのかが、薄らいでゆくことへの疑問や恐れです。ものごとが制度として形を整えることは大変すばらしいことです。そのことには誰も異存はないと思います。しかし、その一方で、その制度が誰のためのものなのか、何故必要なかが時として忘れられてしまうことが気になります。訪問看護制度もそのひとつのように思います。

在宅ケアという形が、病院のベッドの回転率を高め、収益性を高めることに利用されたとしたら、それはひどい話そのものと言ってもよいと思います。当時、そのことに警告を発した高名な方がいらした。それは考えすぎではないかと私たちは思いました。仮にそのような事態になったとしてもそれ以上の意味があると信じてことに当たっておりました。今日の保健・医療・福祉の基本に「市場原理」という考え方が介入するようになり、結果として本来の理念が横に追いやられているような気がします。当時私たちが大切に思っていたことを当時の資料を整理することで残したいと思った次第です。

それは看護と福祉の共働だった

1970年（昭和45年）、東京白十字病院では、たまたま病院長、看護部長、事務長の三役が異動しました。新三役は前任者が押し進めてきた「患者中心」「全人的医療」「地域医療」を継続する方針を確認しました。そのひとつの考え方が、「地域を支え、地域に支えられる医療」でした。具体的には、地区医師会との共働、学校・住民・企業検診の受託、今日いうところの作業療法、医療ソーシャルワーク等などを継承することでした。その歴史は、明治時代の林^{はやし}上^{とどむ}医師ら白十字の先人たちが「医療をもって社会事業とすること」「病氣＝結核にかからない丈夫な子どもたちを育てること」が源にあります。

1951年（昭和26年）社会福祉事業法（現社会福祉法）が制定された翌年、社団法人白十字会を社会福祉法人に改組して「無料低額診療事業」を志を同じくする多くの医療機関と共に推進して

今日に及んでいます。

その先人たちの思いは先輩たちから話としては耳にしていましたが、直接お会いする機会はありませんでした。また、草創期の方々の子孫の方が白十字会を継承した訳でもありませんでした。しかし、そこに草創期の大先輩の方々の情熱に導かれていることを知ったのは私一人ではないと思います。当時の東村山市長と東京白十字病院長との間で「訪問看護」を市の事業とすることが方向づけされたとき、市の主管は「福祉事務所」、白十字の主管は「健康管理部門」という形になりました。このこと自体、当時としては異例のことでした。福祉と看護が共働する事業は、今日では日常的ですが、当時では珍しいことでした。加えて、院内では一人でも欲しい看護師が院外で仕事をするかどうかということなのか？赤字の上にさらに赤字を重ねるのか？と労使問題にも発展しました。

最初にこの事業を担当した職員は、時に自分の時間と労力を使うこともしばしばでした。何故そこまでして？との疑問を他ならない私も持ったことは事実です。

しかし、それを押しのけたのが、実際に「寝たきり」のお年寄りのお世話に苦勞されているご家族とお世話を受けておられる方が存在していることを実際に眼にした看護師たちのひたむきな努力でした。それは、保健・医療・福祉の領域がとか、役割をといた形式論の無意味さを教えられました。さらに、仕事にとって経験とは何かをも考えさせられました。理論も経験も無用ということではありません。ただ「経験」のすばらしさと無意味さがあることを教えられました。「指導」と「臨床」の違いもそのひとつでした。医療の本質、看護の基本が気持ちの中にあるかどうか、重要だと知りました。その気持ちが多くの人を乗り越えるエネルギーになっていることを共働の中で気づかされました。

制度化への展開

「私たちも行政に働きかけている。署名も集め陳情もしている。だが……。あなた方はどうやって制度化したのか？」と、多くの質問をいただきましたが、どう説明したものか戸惑いました。制度化については市役所や地区医師会からお声がかかったとしか申し上げようがないのです。これが正直なところでした。勿論、市の制度となったこと、医師会が協力して下さったことは率直に申してうれしく、有難いことでした。看護現場の人たちの苦勞が認められた思いはそれ以上のものでした。「なぜだろう」、「大変でしょう」、「お手伝いしましょうか」、この素朴な思いが理解されないのが、この世の中のような気がします。勿論その根底には「この事態がなんとかならないか？」という思いが大切だと思います。同時にそれが「自分のため」「利益のため」ではないことも重要だと思います。

今、気になることのひとつに、効率化、合理的という名のもとに、経済効率が優先され、結果として社会的・生活的格差が生じていることです。それが弱い者いじめになっている現実、人間としての愛が失われている社会になっていることです。このことが「少子・高齢社会」の明日を背負わざるを得ない青少年一人ひとりに良い影響とはなっていないことが気がかりです。親や大人の背中を見て育つ人間の成長は昔も今も変わらないのが社会の姿だと思うからです。

付記

「東村山市の訪問看護のあゆみ」は多少在庫がございます。非売品ですのでご希望の方は下記東社協あてに①冊子希望の旨のメモ②返信用封筒（角2封筒（A4版が入るサイズ）に340円分の切手を貼付し、送付先をご記入ください）を、平成20年4月11日までにお送りください。

<返信用封筒送付先>

〒162-8953

東京都新宿区神楽河岸1-1

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当

社会福祉法人のルーツを探る④

社会福祉法人 多摩同胞会 常務理事 鈴木 恂子 氏

(聞き手) 社会福祉法人 徳心会 常務理事 関根睦雄氏 (法人協広報委員会委員)

第4回のインタビューは府中市に法人本部がある(社福)多摩同胞会常務理事兼府中市立特別養護老人ホームあさひ苑施設長の鈴木さんにお話を伺いました。

(社福)多摩同胞会は鈴木さんの母の故中城イマさんが戦後、困窮していた母子家庭の支援をしたいとの思いで立ち上げられ、現在、母子生活支援施設2か所、子ども家庭支援センター2か所、養護老人ホーム1か所、特別養護老人ホーム4か所、高齢者在宅サササービスセンター4か所、在宅介護支援センター3か所、居宅介護支援センター3か所、地域包括支援センター、ホームヘルプサービス、ケアハウス、グループホームをそれぞれ1か所運営。

※中城イマ氏…明治37年1月12日生まれ、平成14年4月29日逝去。享年98歳。平成2年に東京都名誉都民。



Q1

創設者の中城イマさんはどのような思いで社会福祉事業を始めたのでしょうか？

▶社会福祉事業のための活動を開始したのは戦後間もない昭和20年秋頃のことですが、関東大震災での体験が原点にあったと思います。大震災があったのは中城が19歳で看護婦に成り立てのときで、東京市看護班として本人も倒れながらも活動していました。多くの人が亡くなっていく中、自分の命が助かったので、その命を人のためにという思いが一層強く根底につくられたと聞いています。

その後、大戦中の疎開先で医者がおらず、中城は助産婦の資格ももっていたので、地域の人たちのお世話をしていました。その時、多くの母子が生活に困っていることを知り、母親の自立のために何とかして欲しいと厚生省に駆け込みました。話をしていく中で「あなたのような人に是非母子寮をやって欲しい」と言われ、昭和21年に財団法人多摩同胞会を設立(昭和27年に社会福祉法人に組織変更)、その年の12月に母子寮をはじめました。

Q2

開設当初のことをお聞かせください。

▶厚生省の声がけにより母子寮を設立し、別れ別れになっていた母と子を集めて施設での生活がスタートした矢先にGHQの「慈善事業は民間の善意に頼るべきで、国として保障すべき性質のものではない」という考え方により資金が絶たれて財政的に大変だったという話は聞いています。

中城は上野駅のいわゆる「狩り込み」※にも同行し、地下道に先頭をきって進み、その中で、幼児を連れた母親を網代ホームに保護したそうです。

※狩り込み…戦後大都市を中心に戦災孤児や浮浪児が急増したため、保護施設に強制的に収容した。これを狩り込みといった。東京では上野地下道周辺に多くの浮浪者が生活し、進駐軍と警察により狩り込みが行われた。

Q3

社会福祉施設は時代背景とともにその役割が変わっていくので、中城氏の信念を引き継ぐのは大変ではなかったですか。

▶ 私は人間、または人間と人間の関係は基本的に変わらないと思っていますので、基本的な考え方を継承することを難しいと考えたことはありません。

ただその信念を正確に伝えていくためには、明文化し、繰り返し伝えていかなければならないと思います。法人設立60年を向かえて、前理事長の信念として伝えてきたことを、法人の基本的な指針としました。

また法人は「家族の絆」を大切し、その時代その時代に困っている人の生活を支援することを考え、地域で求められている事業を展開してきました。そうした思いが法人の役割「私たちは家族を支援します」や法人の基本姿勢「最も困っている人々のいのちと生活を支えます」として引き継がれています。

《中城イマ前理事長の信念》

- ・ 利用者に深い共感をもつ
- ・ 地域の方々に感謝する
- ・ 水、電気などの資源を大切にする
- ・ 常に防災を心がけ火をださない

Q4

その後、事業を拡大していますが、どのような背景があったのですか。
創設者をはじめ鈴木さんのご苦労も多かったのでは？

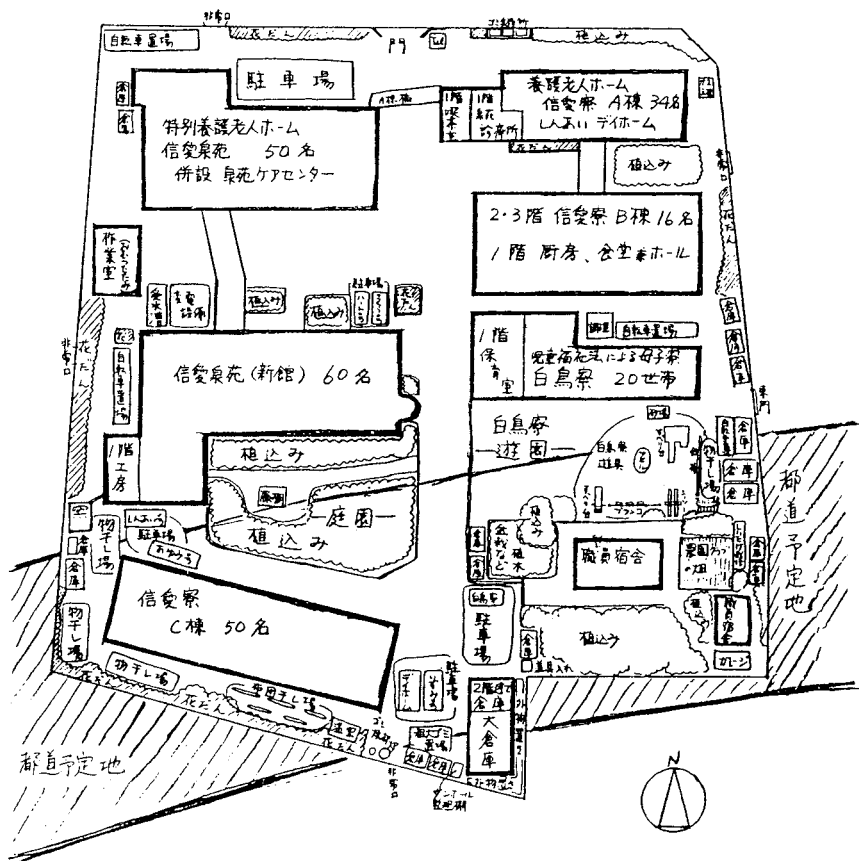
▶ 多摩同胞会の歩みは前述の法人の理念に基づき、社会の要請に応じてきた、いわば自然発生的なものです。最初に開設した網代母子寮（現網代ホームきずな）は、自然に恵まれ、母親の心身を癒し、子どもが育つのに大変よい環境でした。

しかし、心身が癒えた後は母親の自立のための仕事をどうするかが課題になりましたが、周辺はほとんど自営農業でしたから職を見つけることはできませんでした。また開設当初は6畳の部屋に2、3世帯が入っていましたが、その後も利用者が急増し、限界にきていました。そのため新たに母子寮を開設すべく、便の良いところを探し、現在の府中市に白鳥寮を開設しました。

その後、住込みや日雇い労働者が入院した後、帰る場所を失い、福祉事務所の依頼により母子寮でお世話をしていた方が何人かおりました。また母子寮にいた方で子どもが巣立って一人になることもあり、1960年に白鳥寮の隣に信愛寮（当初は保護施設である養老施設、1963年に養護老人ホーム）を設立しました。

それから15年後、養護老人ホームの方が継続して生活ができるようにと特別養護老人ホームができ（1975年）、その機能を在宅に開放し、翌年から入浴サービスなどを始めました。

また1980年代後半に都道建設のために府中市武蔵野台の敷地の3分の一を収用されることになりました。それは法人だけでなく利用者に跳ね返る問題であるので、都道で失うものをプラスに変えて利用者から良くなったと思われることを目標に、法人内に「都道対策委員会」を設置しました。母子寮や老人ホームをどのように事業展開するかについて、母子・老人の職員が混成でいくつかのプロジェクトを立ち上げ、検討しました。その議論の中で母子の分野での老人分野と同じように在宅支援サービスを展開する必要があるということになりました。



Q5

最近では千代田区（神田）にも介護保険事業を拡大していますが、どのようなきっかけがあったのですか？

▶ 介護保険制度により契約や苦情対応等、利用者の権利擁護が言われ、形式的に整ってきましたが、社会福祉法人としてこれまで取組んできた人と人のぬくもりのようなものが、希薄になったと思います。その結果、職員がやりたい仕事をできなくなり、元気がなくなりました。このままでは閉塞感に陥ってしまうのではと危惧し、それを打破するために新しい事業を展開しなければならなかったのが一番の要因です。

Q 6

鈴木さん自身がこれまで社会福祉に携わってきて良かったと感じる点、また苦勞した点は何ですか。

▶まず、30歳代で養護老人ホームの施設長に就任し、良かったことは、仕事をしながら利用者から人生を学べたことです。人間が老いるとはどういうことなのか、死に向かって生きるということについて一人ひとりの利用者の姿を見たり、話を聞くことができ、生き方を学べる仕事は余りないと思いました。

逆に今が一番苦しいと感じています。前の質問にも関連するのですが、生活保護法の後に各種福祉法が制定された背景には生活の質の向上があったと思います。し

かし、介護保険制度の中に福祉が組み込まれたことによって介護サービスの提供が目的となり、福祉法が精神が曖昧になり、本来やるべき仕事ができなくなったと感じています。

介護保険制度が導入され、利用者が普遍化されることは良いと思いますが、その結果、介護サービスの提供が大きく期待され、生活を支援する施設としての機能は低下しました。本来、社会福祉施設を最も必要とする方々の生活の安心や安全が守れなくなったように思います。

Q7

最後に社会福祉法人の今後のあるべき姿についてどうお考えですか？

▶ これまで社会福祉法人は社会から一定の信頼性、安心感を得ていたと思いますが、制度改正の中で、自らがその責任を果たせなくなり、内から崩れてしまうように思います。

現在、社会福祉法人は波間に立たされています。人材不足が深刻です。それは賃金も大きいのですが、社会福祉法人自身の魅力が失われていることも大きな要因だと思います。

政策の方針が自分たちの目指すものと同じであれば、その波に乗るだけでいいのですが、現場の実態と流れが違ふときは、福祉サービスを必要としている利用者のために、地域のためにどうすればよいのか、法人自らが現場から発信していくことが必要です。そのことが社会福祉法人を守ることにつながるのではないのでしょうか。

編集後記

昭和26年、我が国にやっと社会福祉事業法（現社会福祉法）が制定され、まもなく60年の歴史を迎えようとしています。この間幾多の法制度の改正が行われてきましたが、現状にて特筆すべきことは、少子高齢化の進展とあいまって福祉事業を取り巻く環境は大きく変化し、すべての国民が福祉を身近な問題として捉えるに至りました。また、更に介護に関しては今まで福祉分野は聖域としてされてきましたが、近年の株式会社やNPO法人等の福祉事業への参入、看護と福祉の連携、高齢施設の相次ぐ施設建設など、これまでには考えられなかった社会情勢の変革が進んでいます。人と人とを支援あう福祉、その根底に流れるのは「人のために良くありたい」という志に他ならず、企業もその構成メンバーの一員であってほしいと思います。今回寄稿戴きました所先輩方の皆さまにおかれましても「志」については異語同音であったことを確信いたしました。

（横内）

法人協 第5号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7174
発行人 社会福祉法人協議会 会長 山口 桂造
発行日 平成20年3月19日
編集 広報委員会